

一般社団法人 東京都力又一協会 定款

令和7年 8月 8日 作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 法人設立

一般社団法人東京都カヌー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京都カヌー協会（英名：Tokyo Canoe Association）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要に応じて設置又は変更することができる。

(目的)

第3条 当法人は、カヌースポーツを軸とした各種スポーツの普及及び振興を図り、地域住民の心身の健全な発達、都民スポーツの振興及び競技力の向上に寄与するとともに、公益財団法人東京都スポーツ協会等の関係機関と連携し、スポーツ振興を支援するため、スポーツを通じた地域社会への貢献を目的とし、次の事業を行う。

- (1) カヌースポーツの普及及び振興に関する事業
- (2) カヌー競技の大会・イベントの開催及び運営
- (3) カヌー指導者及び競技者の育成・支援
- (4) 関係機関及び団体との連携・協力
- (5) 補助金及び助成金を活用したカヌースポーツの振興
- (6) スポーツ指導者、競技審判の育成及び資格認定
- (7) 国・公共団体・学校及び各種団体へのスポーツ指導者の派遣
- (8) スポーツ大会の企画・運営・施行
- (9) スポーツ及び健康増進活動の企画・運営
- (10) スポーツ施設の設置・管理・運営
- (11) スポーツクラブ事業の広報活動
- (12) スポーツを通じた国際交流活動
- (13) 当法人が主体的に実施するスポーツ用品等の販売事業
- (14) スポーツ教室の企画・運営・コンサルタントに関する事業
- (15) スポーツを軸とした各種選手の育成に関する事業
- (16) 国際大会等への選手派遣及び支援
- (17) スポーツの普及と振興を目的とした調査研究及び情報提供
- (18) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、活動に参加する個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体

2. 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法に定める社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会できる。ただし、退会の意思を1カ月前までに当法人に対して通知しなければならない。

(除名)

第9条 会員が以下のいずれかに該当する場合、社員総会の決議により除名することができる。

(1) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) 会費を一定期間以上滞納し、催告しても支払いがないとき。

(3) その他、会員としてふさわしくない行為があり、社員総会において除名が適当と認められたとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 社員総会の決議により、資格喪失が認められたとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名(名称)及び住所を記載した会員名簿を作成し、適切に管理する。

2. 会員名簿の閲覧に関しては、理事会が定める方法により適切に取り扱うものとする。

第3章 役員

(役員)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 3名以上
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第13条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、当法人を代表し、業務を統括する。

2. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
3. 監事は、当法人の財務及び業務の適正を監査する。

(監事職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第12条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第19条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第20条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 社員総会

(社員総会)

第21条 当法人の最高議決機関として社員総会を置く。

(構成)

第22条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第24条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集

する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第27条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 理事会

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって構成し、当法人の業務執行に関する重要事項を決議する。

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び計算書類)

第40条 代表理事は、事業年度終了後、事業報告及び正味財産増減計算書を作成し、監事の監査を受けた上で、社員総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 長原 洋一 大野 正次 松本 常良

設立時代表理事 長原 洋一

設立時監事 田中 秀和

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 (記載削除)

設立時社員 長原 洋一

住 所 (記載削除)

設立時社員 松本 常良

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人東京都カヌー協会 設立のためこの定款を作成、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年8月8日

設立時社員 長原 洋一

設立時社員 松本 常良